

宿泊事業者の県内就職面談会開催業務委託仕様書

1 業務の目的

人手不足で厳しい経営環境にあり、一部サービスを制限するなどの状況にある宿泊事業者の人材確保の取組を実施することで、観光客の受入体制の強化を図る。

2 業務の名称

宿泊事業者の県内就職面談会開催業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 参加対象者

就職を希望する高校生などの新規卒業者（大学生、短期大学生、専門学生を含む（令和8年4月からの就職希望者））とする。

ただし、他の就職希望者（外国人留学生や転職希望者等）の参加も可とする。

5 委託業務の概要

参加対象者の県内宿泊事業者への就職を促進するため、以下(1)～(2)を実施する。

(1) 宿泊事業者の就職面談会の開催

参加対象者と、県内宿泊事業者（※）とのマッチングの機会を提供するため、採用に積極的な県内宿泊事業者による就職面談会を開催すること。ただし、参加対象者及び県内宿泊事業者がより参加しやすい効果的な実施方法を提案すること。

※ 県内宿泊事業者とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第1項の許可を受けた者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者を除く。）で、宮崎県内に所在する宿泊施設を現に営む者をいう。

ア 実施時期

令和7年7月19日（土）～21日（月・祝）のいずれかの日とすること。

イ 実施回数

1回とする。

ウ 事業者の参加目標数

20社以上

受託者において、県内宿泊事業者へ面談会の参加事業者募集について積極的に周知を行うこととする。また、参加事業者の選定は受託者が行うこととする。ただし、選定方法については宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合と協議の上で決定すること。

エ 参加対象者の参加目標数

40人以上

オ 形式

対面及びオンラインを組み合わせた形式とする。対面及びオンラインでのハイフレックス形式や面談会前半を対面形式、後半をオンライン形式にする等の具体的な開催形式を提案すること。

なお、オンライン開催に必要なパソコン、カメラ等の一切の機器は受託者により準備すること。

カ 開催場所

宮崎市内で提案事項とする。無料の専用駐車場があるなど、参加対象者の利便性の高い会場を提案すること。

また、宿泊事業者のブースのほか、参加者に対し、宿泊業の魅力などを説明するセミナーを開催できるスペースがある会場を提案すること。

キ 運営

(ア) 面談会実施内容の企画立案、会場の手配・設営・撤去、運営スタッフの手配、当日の受付、配布資料の作成、進行管理、参加者及び参加事業者への案内、問合せ対応等、一切の業務を行うこと。

(イ) 宿泊事業者の県内就職面談会特設サイトを制作した上で、効果的なツールを用いた広報による参加対象者の集客方法について提案すること。面談会を開催するに当たり、参加者の募集期間は1か月以上確保すること。

なお、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合が実施する県内の高校等への訪問（令和7年5月～6月のうち約10日間）に同行し、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合と連携して当就職面談会のPRを図ること。

(ウ) 参加者及び参加事業者に対してアンケート調査を行うこと。アンケートの項目については、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合と協議の上決定する。

ク 事前セミナー（勉強会）の開催

令和7年5月～6月に、面談会参加事業者を主対象として、面談会参加時の準備物や面談時の工夫だけでなく、高校生等の新卒採用のメリットや留意点、事業所の受入体制や採用後の定着・育成に関する事項等について理解を深める事前セミナー（勉強会）（対面及びオンラインのハイフレックス形式）を開催すること。

なお、この事前セミナー（勉強会）に関して、面談会に参加しない事業者の参加や、録画による後日の視聴も可能とすること。

(2) 独自企画提案

参加対象者の県内宿泊事業者への就職を促進する独自の企画があれば、提案すること。

6 実施結果報告

(1) アンケート、参加者名簿等の報告

宿泊事業者の就職面談会や事前セミナー（勉強会）等を開催した後は、参加者名簿一覧、参加数、アンケート結果等を取りまとめ、速やかに宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に報告すること。また、回収した受付票やアンケート回答等の原本については、実績報告時に全て提出すること。

(2) 業務実施報告書（任意様式）

全ての業務完了後、実績報告書を作成し、速やかに宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に提出すること。なお、報告書作成日時点の当事業による就職決定者数を調査の上、報告書に反映すること。

7 成果目標

就職決定者数 6名以上

8 委託業務に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合と協議の上、了解を得たものについては、その限りでない。

- (1) 10万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
- (3) 事業主や求職者に提供する物品（リーフレット、パンフレット、封筒類を除く。）の購入等に係る経費
- (4) 飲食に係る経費
- (5) 宿泊事業者や参加者に対する交通費

9 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合と協議の上、定めるものとする。

10 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮すると共に、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (2) 本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。
- (3) 業務にかかる一切の経費は、全て事業費に含むこととする。